

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(削る。)</p> <p><u>第3 採択要件</u> 要綱第2に掲げる事業の採択要件については、別紙1から別紙3までに定めるところによるものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>第3 計画の作成等</u> 要綱第5の集積・集団化等促進基盤整備計画（以下「整備計画」という。）は、別紙1第6に定めるところにより作成及び変更するものとする。</p> <p><u>第4 採択要件</u> 農地整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、実施計画等策定事業については別紙2第3、農村環境計画策定事業については別紙3第6に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p><u>1 農地中間管理権等</u> 事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を有すること又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。</p> <p><u>2 受益面積</u> (1) 事業施行地域内農用地の面積の合計が、おおむね10ヘクタール（中山間地域にあつては、おおむね5ヘクタール）以上であることとし、その算入範囲は大字を単位（ただし、営農上の一体性がある場合は、その範囲）とすること</p>

(削る。)

(削る。)

(削る。)

を基本とする。

(2) 事業施行地域内農用地は、おおむね1ヘクタール以上(中山間地域及び樹園地にあつては、おおむね0.5ヘクタール以上)のまとまりを有する農地で構成されること。

3 農地中間管理権等の設定期間

事業施行地域内農用地について機構が土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。

4 担い手への集団化等

(1) 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。

(2) 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、担い手の農地利用集積率(事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農地面積の割合)及び担い手の農地集約化率(事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合)がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、別紙1第5の1に定める要件を全て満たす場合は、この限りでない。

5 収益性の向上

事業完了後5年以内(果樹等については10年以内)に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に

(削る。)

第4 事業の審査

要綱第7の2の審査については、次に掲げる条件に照らして

係る要件の細目については、別紙1第5の2に定めるとおりとする。

第5 事業の申請

1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとするとき

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を既に提出した地区については、要綱第7の1の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 要綱第7の1の事業採択申請書は別添様式第1号、要綱第7の2の事業採択通知書は別添様式第2号により作成するものとする。

第6 事業の審査

要綱第7の2の審査については、次に掲げる条件に照らして

行うものとする。

1・2 (略)

3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。

4 農地の排水条件等に沿った整備であること。

5～9 (略)

(削る。)

第5 (略)

第6 その他

1 事業の推進に当たっては、事業の施行に係る地域における

行うものとする。

1・2 (略)

3 地域農業の方向に沿ったものであること。

(新設)

4～8 (略)

第7 事業の達成状況報告

1 都道府県知事は、農地整備事業の進捗及び達成状況を取りまとめ、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に事業達成状況等報告書を提出するものとする。なお、事業達成状況等報告書は、別紙1第8の1に定める様式により作成するものとする。

2 地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

3 都道府県知事は、2の規定による指導を受けた場合には、目標達成に向けて整備計画を修正し、地方農政局長等に対し提出しなければならない。

第8 (略)

第9 その他

1 事業の推進に当たっては、事業の施行に係る地域における

各都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）等との十分な連携のもと、これまでに蓄積されてきた知識、経験等を活用しつつ、地域の合意形成、事業の推進体制構築、農地の権利調整等に積極的に参画するものとする。

2 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）

第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第2号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1) (略)

(2) 事業施行地域内農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）が補助金を返還させないことを相当と認める場合

(3) 機構に農業の経営又は農作業の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に

各都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区は、機構等との十分な連携のもと、これまでに蓄積されてきた知識、経験等を活用しつつ、地域の合意形成、事業の推進体制構築、農地の権利調整等に積極的に参画するものとする。

2 法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第2号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1) (略)

(2) 事業施行地域内農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

(3) 農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に

に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、事業計画を定めた旨を公告した日から、当該農地中間管理権の存続期間と当該委託の期間とを合算した期間が15年以上である場合

(4) (略)

3 (略)

4 別紙1から別紙3までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

5 (略)

に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、事業計画を定めた旨を公告した日から、当該農地中間管理権の存続期間と当該農業経営等の委託の期間とを合算した期間が15年以上である場合

(4) (略)

3 (略)

4 第3及び別紙1から別紙3までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

5 (略)

(削る。)

別記様式1

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 集積・集団化等促進基盤整備計画
3. その他
- 〔4. 費用負担者の同意書〕
- 〔5. 施設の管理者の同意書〕

記

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業量	備考
			ha	百万円	

注：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

(削る。)

別記様式 2

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業量	備考
			ha	百万円	

別紙1（農地整備事業に係る運用）

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

(1) (略)

(2) 認定新規就農者（基盤法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体~~をいう。~~）であること

(3) (略)

4・5 （略）

6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（基盤法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。

なお、基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

（1）耕起

（2）代かき

別紙1（農地整備事業に係る運用）

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

(1) (略)

(2) 認定新規就農者（基盤法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体）であること

(3) (略)

4・5 （略）

6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（基盤法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

7～9 (略)

第3 事業の内容

1 農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 一般型

農業生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の事業をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(2) 省力化整備型

農業生産基盤整備事業のうち省力化整備（畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関する省力化を行う整備をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該省力化整備と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。

(1) 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附带事業（別表の区分の欄の2の事業をいう。以下同じ。）

ア 一般型について、水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高

7～9 (略)

第3 事業の内容

(新設)

別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。

1 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附带事業

(1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図

生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）及び特定農業法人（基盤法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）をいう。以下同じ。）の農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

イ 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の2の（3）及び（5）の地域並びに離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域において行うものにあつては、20アール。以下この号において同じ。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2／3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を、区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

（ア）～（エ）（略）

ウ 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、イにかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）及び特定農業法人（基盤法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）をいう。以下同じ。）の農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

（2） 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の2の（3）及び（5）の地域並びに離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域において行うものにあつては、20アール。以下この号において同じ。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2／3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を、区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア～エ（略）

（3） 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、（2）にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

エ 埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業 (別表の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ。)

以下同じ。)

ア～ウ (略)

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア)～(エ) (略)

オ (略)

(3) 農業経営高度化支援事業 (別表の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。)

ア 指導事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

(ア)～(エ) (略)

イ 指導事業は、農業生産基盤整備事業等(別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。)の開始年度の前々年度から第6の1の集積・集団化等促進基盤整備計画に定める目標年度(以下「目標年度」という。)まで実施することができるものとする。ただし、農業生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は

(4) 埋蔵文化財調査事業 (別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(4)の事業をいう。以下同じ。)とは、別表1の区分の欄の1の事業種類の欄の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

2 営農環境整備事業

(1)～(3) (略)

(4) 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

ア～エ (略)

(5) (略)

3 農業経営高度化支援事業

(1) 指導事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

ア～エ (略)

(2) 指導事業は、農業生産基盤整備事業等(別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。)の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度(以下「目標年度」という。)まで実施することができるものとする。ただし、農業生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限

耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 調査・調整事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

(ア) ~ (カ) (略)

エ (略)

オ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) ~ (キ) (略)

カ (略)

キ 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) ~ (キ) (略)

ク 水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) ~ (キ) (略)

ケ (略)

コ 水田貯留機能向上推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) ~ (ク) (略)

サ (略)

(4) 機構集積推進事業 (別表の区分の欄の5の事業をいう。以下同じ。)

って実施することができるものとする。

(3) 調査・調整事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

ア~カ (略)

(4) (略)

(5) 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

ア~キ (略)

(6) (略)

(7) 水田貯留機能向上支援事業 (別表の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(4)の事業をいう。以下同じ。)のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

ア~キ (略)

(8) 水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

ア~キ (略)

(9) (略)

(10) 水田貯留機能向上推進事業 (別表の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(5)の事業をいう。以下同じ。)の内容は、次のとおりとする。

ア~ク (略)

(11) (略)

4 機構集積推進事業

機構集積推進事業の実施に当たっては、担い手への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(5) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第4 事業実施主体

要綱第4の農村振興局長が別に定める者は、次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 1 (略)
- 2 農業経営高度化支援事業のうち指導事業 都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会
- 3～5 (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 共通事項

(1) 農地中間管理権等

事業施行地域内農用地の全てについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画（基盤法第19条に規定する地域計画をいう。）の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けている

機構集積推進事業の実施に当たっては、担い手への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

5 共通事項

事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第4 事業実施主体

要綱第4の農村振興局長が別に定める者は、次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 1 (略)
- 2 農業経営高度化支援事業 (別表の区分の欄の4に掲げる事業をいう。以下同じ。)のうち指導事業 都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会
- 3～5 (略)

第5 採択要件

(新設)

(新設)

こと。

(2) 受益面積

ア 事業施行地域内農用地の面積の合計が、おおむね10ヘクタール（中山間地域にあつては、おおむね5ヘクタール）以上であることとし、その算入範囲は大字を単位（ただし、営農上の一体性がある場合は、その範囲）とすることを基本とする。

イ 事業施行地域内農用地は、おおむね1ヘクタール以上（中山間地域及び樹園地にあつては、おおむね0.5ヘクタール以上）のまとまりを有する農地で構成されること。なお、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局等の意見を聴いた上で、当該面積を超える面積を事業の採択要件とすることができるものとする。

(3) 農地中間管理権等の設定期間

事業施行地域内農用地について機構が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上であること。

(4) 指導の有無等

本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

2 一般型

(新設)

(1) 担い手への集団化等

ア 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。

イ 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率（事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農用地面積の割合。以下同じ。）及び担い手の農地集約化率（事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合。以下同じ。）がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、この限りでない。

(ア) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

a・b (略)

(イ)・(ウ) (略)

(2) 収益性の向上

事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。

イ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区に

1 要領第4の4の(2)の定める要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2 要領第4の5の収益性の向上に係る要件の細目は、次に定めるとおりとする。

(1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。

イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合には、1の(1)のアを満たすこと

ついて、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合には、2の(1)のイの(ア)のaを満たすことが見込まれること。

ウ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、2の(1)のイの(ア)のa又はbのいずれかを満たすことが見込まれること。

(削る。)

3 省力化整備型

(1) 対象地域

省力化整備型の対象地域は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域若しくは山間農業地域の基準に該当する地域又は第2の2に該当する地域又は人口減少が著しく省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域であること。ただし、都道府県知事が認める場合にあっては、省力化整備を行う地域に係る基準が定められなければならない。

が見込まれること

(2) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。

イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、1の(1)のア又はイのいずれかを満たすことが見込まれること。

3 要領第4の2の(2)に掲げるまとまりを有する農用地の面積について、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局等の意見を聴いた上で、要領第4の2の(2)に掲げる面積を超える面積を事業の採択要件とすることができるものとする。

(新設)

イ 過去の基盤整備等により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること。

ウ 過去の基盤整備等により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。なお、収益性の取扱いについては、2(2)に準じるものとする。

(2) 担い手への集団化等

事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業施行地域内農用地で担い手に集団化されていない、又は、集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること。

(3) 保全管理コストの低減

事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業の施行に係る農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関するコストが20%以上削減されること。

4 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあつては、第6の4に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

(1) ～ (3) (略)

第6 計画の作成

4 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあつては、第6の6に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

(1) ～ (3) (略)

第6 計画の作成

1 集積・集団化等促進基盤整備計画

(1) 都道府県知事は、別記様式第1号により、要綱第5の集積・集団化等促進基盤整備計画（以下「整備計画」という。）を作成するものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(2) (略)

(3) 都道府県知事は、整備計画における収益性向上計画の策定に当たっては、高収益作物への転換等による販売額の向上や農地の大区画化等による生産コストの削減によって収益性の向上を図るための具体的な取組方針を盛り込むものとする。

(4) 都道府県知事は、整備計画における推進体制整備計画の策定に当たっては、機構と連携し、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、担い

(新設)

1 都道府県知事は、整備計画の作成に当たっては、次の事項を記載するものとする。なお、要領本文第4の4の(2)に掲げる、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上する地区については別記様式第1-1号により、おおむね50パーセントポイント以上向上しない地区については別記様式第1-2号により作成するものとする。

(1) 市町村が定めた農業構造改善目標

(2) 担い手等の見通し

(3) 農用地の流動化計画

(4) 農用地の集団化計画

(5) 経営体育成計画

(6) 土地利用計画

(7) 収益性向上計画

(8) 推進体制整備計画

(9) 農業生産基盤整備計画

2 (略)

3 都道府県知事は、1の(7)の収益性向上計画の策定に当たっては、高収益作物への転換等による販売額の向上や農地の大区画化等による生産コストの削減によって収益性の向上を図るための具体的な取組方針を盛り込むものとする。

4 都道府県知事は、1の(8)の推進体制整備計画の策定に当たっては、機構と連携し、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、担い手による農

手による農用地利用が継続的に図られる体制を盛り込むものとする。なお、集落における話し合い等において、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

(削る。)

2 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

ア～エ (略)

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

(ア)・(イ) (略)

イ 高付加価値農業形成計画

(ア)～(エ) (略)

用地利用が継続的に図られる体制を盛り込むものとする。なお、集落における話し合い等において、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

5 都道府県知事は、別表の区分又は事業種類の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業を実施するに当たっては、それぞれ当該各号に掲げる計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業施設移転等事業

都道府県知事は、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

(ア)～(エ) (略)

イ 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業振興の構想

①・② (略)

(イ) 高付加価値農業形成計画

①～④ (略)

3 営農環境整備事業に係る計画

(1) 都道府県知事は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア～カ (略)

(2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

4 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、実施地区ごとに別記様式第6号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第7 事業の申請

1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとするとき

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業

(2) 営農環境整備事業

ア 都道府県知事は、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

(ア)～(カ) (略)

イ アの計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。アの(オ)の事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、農地整備事業において、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、実施地区ごとに別記様式第4号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

(新設)

採択申請書等を既に提出した地区については、要綱第7の1の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式第2号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第3号により作成するものとする。

第8 計画の変更等

1 都道府県知事は、次に掲げる変更があった場合には、その内容を踏まえて、整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。なお、その報告は、別記様式第4号によるものとする。

(1)～(4) (略)

2 事業実施主体は、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第6号により報告するものとする。

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、農地整備事業の進捗及び達成状況を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 計画の変更等

1 都道府県知事は、次に掲げる変更があった場合には、その内容を踏まえて、整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。なお、その報告は、別記様式第2号によるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

第8 事業の達成状況報告

(新設)

1 集積・集団化等促進基盤整備計画達成状況報告書

- (1) 事業の進捗及び達成状況については、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、当該進捗及び達成状況を調査し、別記様式第5号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、整備計画を見直し、指導を受けた年度の3月末日までに当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) (3)の整備計画の見直しに当たっては、指導を受けた年度の翌年度から目標年度までの毎年度の農地集団化率の目標値について、整備計画における農用地の集団化計画において設定することし、当該目標値の達成状況について、(1)に掲げる報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

2 水田貯留機能向上計画達成状況報告書

- (1) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあつては、都道府県知事は、農業生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第7号により地方農政局長等に報告するものとする。

(新設)

- 1 事業の進捗及び達成状況については、農業生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度、当該進捗及び達成状況を調査し、別記様式第3号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(新設)

- 2 要領第7の2に掲げる改善措置を講じるよう指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、整備計画を見直し、指導を受けた年度の3月末日までに当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。

- 3 整備計画の見直しに当たっては、指導を受けた年度の翌年度から目標年度までの毎年度の農地集団化率の目標値について、整備計画における農用地の集団化計画において設定することし、当該目標値の達成状況について、1に掲げる報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

(新設)

- 4 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあつては、都道府県知事は、農業生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2)(1)の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第10 助成

1～3 (略)

4 指導事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

6 5に掲げる調査・調整事業並びに8に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

(1)～(3) (略)

7 (略)

8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ6の限度額の範囲内において、農業

5 4の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、対策の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第9 助成

1～3 (略)

4 指導事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

6 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

(1)～(3) (略)

7 (略)

(新設)

生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

9・10 (略)

第11 その他

1・2 (略)

3 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和2年2月農林水産省策定）等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。

4～6 (略)

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産 基盤整備 附帯事業	(1)・(2) (略) (3) 耕作放棄地 解消・発症防 止のための簡 易な整備 (4) (略)	(略) 障害物の除去、除 礫、深耕、整地、 <u>農産物被害防止施 設</u> の設置等 (略)	
3～5 (略)	(略)	(略)	

8・9 (略)

第10 その他

1・2 (略)

(新設)

3～5 (略)

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産 基盤整備 附帯事業	(1)・(2) (略) (3) 耕作放棄地 解消・発症防 止のための簡 易な整備 (4) (略)	(略) 障害物の除去、除 礫、深耕、整地、 <u>侵入防止柵</u> の設置 等 (略)	
3～5 (略)	(略)	(略)	

		県	地区
		作成年月	年月

集積・集団化等促進基盤整備計画書

○ ○ 地区

年月日

○ ○ 県

集積・集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図（略）

<目次>

- | | |
|--|--|
| <p>第1章 概要</p> <p>1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表</p> <p>2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望</p> <p>3. 対象事業名</p> <p>4. 地区の概況</p> <p>(1) 市町村名等</p> <p>(2) 市町村の概要</p> <p>(3) 市町村における農業振興の目標</p> <p>(4) 対象地区の選定理由</p> <p>(5) 計画区域農地の概要</p> <p>(6) 社会経済条件</p> <p>(7) 生産調整の実施状況</p> <p>(8) 現況農用地の整備状況</p> <p>(9) 過去の基盤整備等による農用地の集団化の状況</p> <p>(10) 過去の基盤整備等による収益性の状況</p> <p>(11) 省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域の概要</p> <p>第2章 計画事項</p> <p>1. 市町村が定めた農業構造改善目標</p> <p>2. 担い手等の見直し</p> <p>(1) 担い手の見直し</p> <p>①農家数及び経営規模</p> <p>②担い手の見直し</p> <p>(2) 認定農業者の概要</p> <p>(3) 認定新規就農者の概要</p> <p>(4) 市町村基本構想水準達成者の概要</p> <p>(5) 農業経営規模拡大計画</p> <p>(6) 経営形態とは場整備</p> <p>(7) 経営形態移行の概要</p> | <p>3. 農用地の流動化計画</p> <p>(1) 農用地流動化計画</p> <p>(2) 計画達成に向けた取組方法</p> <p>4. 農地の集団化計画</p> <p>(1) 農用地集団化計画</p> <p>(2) 担い手別農用地集団化一覧</p> <p>(3) 農用地集団化状況図</p> <p>5. 経営体育成計画</p> <p>(1) 認定農業者の育成計画</p> <p>(2) 計画達成に向けた取組方法</p> <p>6. 土地利用計画</p> <p>(1) 土地利用区分</p> <p>(2) 優良農地の保全に向けた取組方法</p> <p>7. 収益性向上計画</p> <p>(1) 収益性向上に向けた取組方針</p> <p>(2) 販売額向上</p> <p>(3) 生産コスト低減</p> <p>(4) 担い手の米の生産コスト</p> <p>(5) 高収益作物の割合</p> <p>(6) 富農又は施設の維持管理に関するコスト低減</p> <p>8. 推進体制整備計画</p> <p>9. 農業生産基盤整備計画</p> <p>10. 農業経営高度化計画</p> |
|--|--|

		県	地区
		作成年月	年月

集積・集団化等促進基盤整備計画書

○ ○ 地区

令和 年月日

○ ○ 県

集積・集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図（略）

<目次>

- | | |
|---|---|
| <p>第1章 概要</p> <p>1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表</p> <p>2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望</p> <p>3. 対象事業名</p> <p>4. 地区の概況</p> <p>(1) 市町村名等</p> <p>(2) 市町村の概要</p> <p>(3) 市町村における農業振興の目標</p> <p>(4) 対象地区の選定理由</p> <p>(5) 計画区域農地の概要</p> <p>(6) 社会経済条件</p> <p>(7) 生産調整の実施状況</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 計画事項</p> <p>1. 市町村が定めた農業構造改善目標</p> <p>2. 担い手等の見直し</p> <p>(1) 担い手の見直し</p> <p>①農家数及び経営規模</p> <p>②担い手の見直し</p> <p>(2) 認定農業者の概要</p> <p>(3) 認定新規就農者の概要</p> <p>(4) 市町村基本構想水準達成者の概要</p> <p>(5) 農業経営規模拡大計画</p> <p>(6) 経営形態とは場整備</p> <p>(7) 経営形態移行の概要</p> | <p>3. 農用地の流動化計画</p> <p>(1) 農用地流動化計画</p> <p>(2) 計画達成に向けた取組方法</p> <p>4. 農地の集団化計画</p> <p>(1) 農用地集団化計画</p> <p>(2) 担い手別農用地集団化一覧</p> <p>(3) 農用地集団化状況図</p> <p>5. 経営体育成計画</p> <p>(1) 認定農業者の育成計画</p> <p>(2) 計画達成に向けた取組方法</p> <p>6. 土地利用計画</p> <p>(1) 土地利用区分</p> <p>(2) 優良農地の保全に向けた取組方法</p> <p>7. 収益性向上計画</p> <p>(1) 収益性向上に向けた取組方針</p> <p>(2) 販売額向上</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 担い手の米の生産コスト</p> <p>(4) 高収益作物の割合</p> <p>(新設)</p> <p>8. 推進体制整備計画</p> <p>9. 農業生産基盤整備計画</p> <p>10. 農業経営高度化計画</p> |
|---|---|

第1章 概要

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表

都道府県名	所在地	地区名	地区面積 (ha)	農業地域類型	担当部署名			
					(TEL , FAX)			
地勢及び社会経済条件				農用地の整備状況				
営農状況								
地区設定理由				非農用地の概要				
農業構造の再編目標								
農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びには場整備計画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占める認定農業者の割合	備考	
	現況		0	0			目標年度：〇〇年度	
	対象事業完了時		0	0			市町村平均	
	目標		0	0				
	農地集団化方法 (目標)	計 (ha)	認定農業者	認定新規就農者	市町村基本構想水準到達者	項目	現況 (ha)	目標 (ha)
					大区画			
					標準区画			
					小区画 (労働節約型)			
					未整備 (小区画含む)			
					計 (ha)			
農業生産基盤及び営農環境の整備目標並びに対応する事業管理計画		① (年～年)	② (年～年)	③ (年～年)	④ (年～年)			

(注) 農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びには場整備計画の()内は、担い手への農地集団化面積について記入する。

2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望

(記入例)

	現況 (年度)	目標 (年度)
経営形態	(略)	(略)
経営状況	(略)	(略)
生産基盤の状況	区画形状・・・10 a 区画 (昭和 38 年〇〇土地改良事業実施) 農道・・・幅員 2 m 用水路・・・開水路 (老朽化) 用水源・・・河川水、地下水、ため池	区画形状・・・標準区画、大区画 (1ha) → 連坦的農地集積 農道・・・集落道との一体整備 用排水路・・・用水路バイブライ ン 暗渠排水 → 農地の質的向上 直接技術の普及 肥料利用の拡大 (肥料、施設園芸)
整備水準	(略)	(略)

第1章 概要

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表

都道府県名	所在地	地区名	地区面積 (ha)	地域類型	担当部署名			
					(TEL , FAX)			
地勢及び社会経済条件				農用地の整備状況				
営農状況								
地区設定理由				非農用地の概要				
農業構造の再編目標								
農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びには場整備計画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占める認定農業者の割合	備考	
	現況		0	0			目標年度：〇〇年度	
	対象事業完了時		0	0			市町村平均	
	目標		0	0				
	農地集団化方法 (目標)	計 (ha)	認定農業者	認定新規就農者	市町村基本構想水準到達者	項目	現況 (ha)	目標 (ha)
					大区画			
					標準区画			
					小区画 (労働節約型)			
					未整備 (小区画含む)			
					計 (ha)			
農業生産基盤及び営農環境の整備目標並びに対応する事業管理計画		① (年～年)	② (年～年)	③ (年～年)	④ (年～年)			

(注) 農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びには場整備計画の()内は、担い手への農地集団化面積について記入する。

2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望

(記入例)

	現況 (令和 年)	目標 (令和 年)
経営形態	(略)	(略)
経営状況	(略)	(略)
生産基盤の状況	区画形状・・・10 a 区画 (昭和 38 年〇〇土地改良事業実施) 農道・・・幅員 2 m 用水路・・・開水路 (老朽化) 用水源・・・河川水、地下水、ため池	区画形状・・・標準区画、大区画 (1ha) → 連坦的農地集積 農道・・・集落道との一体整備 用排水路・・・用水路バイブライ ン 暗渠排水 → 農地の質的向上 直接技術の普及 肥料利用の拡大 (肥料、施設園芸) フライト農業
整備水準	(略)	(略)

3. 対象事業名

事業名	地区名	採択年度	完了予定年度	受益面積	総事業費
〇〇事業		年度	年度	ha	百万円

(注) 総事業費は、農業生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

4. 地区の概要

(1) 市町村名等

市町村名	関係集落数	関係土地改良区名

(2) 市町村の概要

--

(3) 市町村における農業振興の目標

--

(4) 対象地区の選定理由

--

(5) 計画区域農地の概要

計画区域農用地面積	概要	関係農協名
ha		

(6) 社会経済条件（振興計画等の指定状況）（市町村名： 調査年度： 年度）

名称	対象地域	指定	許可
		指定	許可
		指定	許可
		指定	許可

(7) 生産調整の実施状況

転作等目標面積（年度）(ha)	該各市町村全体	事業地区関係集落

(8) 現況農用地の整備状況

（一般型において、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約率がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上しない地区について記入）

①ほ場区画

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	標準区画 (a)	整備年	標準区画以下の整備面積 (ha)

②暗渠排水

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	経過年数	耐用年数	耐用年数経過面積 (ha)

③整備を要する面積の総計

整備を要する面積 (※) (ha)	整備を要する面積の割合 (%)

※未整備・不整形の面積と排水不良の面積はダブルカウントしない。

(9) 過去の基盤整備等による農用地の集団化等の状況（省力化整備型について記入）

項目	農用地面積	担い手の経営面積	担い手への集積率	集団化面積	集団化率	集約化面積	集約化率	備考
	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	
	①	②	③=②/①	④	⑤=④/①	⑥	⑦=⑥/①	
基盤整備等実施前 (〇〇年度)								
現況 (〇〇年度)								

※過去の基盤整備等について、概要が分かる資料を添付する。

3. 対象事業名

事業名	地区名	採択年度	完了予定年度	受益面積	総事業費
〇〇事業		年度	年度	ha	百万円

4. 地区の概要

(1) 市町村名等	市町村名	関係集落数	関係土地改良区名

(2) 市町村の概要

--

(3) 市町村における農業振興の目標

--

(4) 対象地区の選定理由

--

(5) 計画区域農地の概要

計画区域農用地面積	概要	関係農協名
ha		

(6) 社会経済条件（振興計画等の指定状況）（市町村名： 調査年度：令和 年度）

名称	対象地域	指定	許可
		指定	許可
		指定	許可
		指定	許可

(7) 生産調整の実施状況

転作等目標面積（令和 年度）(ha)	該各市町村全体	事業地区関係集落

(注) 総事業費は、生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

(新設)

(新設)

(10) 過去の基盤整備等による収益性の状況（省力化整備型について記入）

① 販売額向上（別紙1の第5の2の（2）のアに該当する場合に記入）

・作物生産額

過去の基盤整備等の実施前後の受益地内（又は受益地内と周辺農用地内）で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業等実施前 （又は受益地の現況）				事業等実施後 （又は周辺農用地の現況）			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)
	①	②	③	④=①×② ×③/100	⑤	⑥	⑦	⑧=⑤×⑥ ×⑦/100
計								

※加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業実施後において複数の販売先（JA、スーパー、直売所、インターネット等）がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

※過去の基盤整備等について、概要が分かる資料を添付する。

・加工品や6次化商品の販売額

過去の基盤整備等の実施前後の受益地内（又は受益地内と周辺農用地内）で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	加工品や6次化商品販売額（千円）	
	事業等実施前 （又は受益地の現況） ⑨	事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） ⑩
計		

・その他販売額

過去の基盤整備等の実施前後の受益地内（又は受益地内と周辺農用地内）で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	その他販売額（千円）	
	事業等実施前 （又は受益地の現況） ⑪	事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） ⑫
計		

・販売額向上率

事業等実施前 （又は受益地の現況） （千円）	事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） （千円）	販売額向上率 （%）
⑬=④+⑨+⑪	⑭=⑧+⑩+⑫	⑮=⑭/⑬

② 生産コスト削減（別紙1の第5の2の（2）のイ又はウに該当する場合に記入）

生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）の算定方法に準じて整理する。

作物名	事業等実施前 （又は受益地の現況） (円/ha)				事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） (円/ha)				削減率 ⑳=1- ㉑/㉒
	労働費	機械経費	その他生産資材費	営農経費	労働費	機械経費	その他生産資材費	営農経費	
	①	②	③	④=①+②+③	⑤	⑥	⑦	⑧=⑤+⑥+⑦	
計									

※過去の基盤整備等について、概要が分かる資料を添付する。

(新設)

③ 担い手の米の生産コスト（別紙1の第5の2の（2）のイ又はウに該当する場合に記入）

担い手の米の生産コストを整理する。

事業等実施前 （又は受益地の現況） （円/60kg）	事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） （円/60kg）

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた60kg当たり全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

④ 高収益作物の割合（別紙1の第5の2の（2）のウに該当する場合に記入）

作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

作物名	事業等実施前 （又は受益地の現況）				事業等実施後 （又は周辺農用地の現況）			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
計								
主食用米を除いた 生産額 ⑨								
高収益作物の 生産額 ⑩								
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩/⑨								

(11) 省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域の概要（該当する場合に記入）

① 省力化整備を行う地域の基準

※別に都道府県が認めた地域がある場合は、その地域における基準と整合が図られること。

② 地域の概要

※①の基準に当該地域が該当することが分かる項目を記載する。

(3) 認定新規就農者の概要 (記入例)

農業者名	年 齢	後 継 者 の 有 無	認定 状況	認定 年月	営 農 類 型	経営等農用地面積 (ha)																									
						現 況												対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)													
						所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地			所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地										
						計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外											
〇〇〇〇	48	無	×	年月 (予定)		1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													8.80	5.80	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)		(0)													(4.80)	(3.80)	(1.00)	(0.50)			(1.80)	(0.50)	
																							7.80	6.80	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.80)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)
計						1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													8.80	5.80	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)		(0)													(4.80)	(3.80)	(1.00)	(0.50)			(1.80)	(0.50)	
																							7.80	6.80	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.80)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)

(注) (前)。
(前)。
(前)。
(前)。

1. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する。
2. 経営等農用地面積の()内は、農地集団化面積 (1ha (中山間地域等) については 0.5ha 以上) を記入する。

(4) 市町村基本構想水準到達者の概要 (記入例)

農業者名	年 齢	後 継 者 の 有 無	認定 状況	認定 年月	営 農 類 型	経営等農用地面積 (ha)																									
						現 況												対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)													
						所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地			所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地										
						計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外											
〇〇〇〇	48	無	×	年月 (予定)		1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													8.80	5.80	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)		(0)													(4.80)	(3.80)	(1.00)	(0.50)			(1.80)	(0.50)	
																							7.80	6.80	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.80)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)
計						1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													8.80	5.80	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)		(0)													(4.80)	(3.80)	(1.00)	(0.50)			(1.80)	(0.50)	
																							7.80	6.80	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.80)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.80)	(1.80)	(0.50)

(注) (前)。
(前)。
(前)。
(前)。

1. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する。
2. 経営等農用地面積の()内は、農地集団化面積 (1ha (中山間地域等) については 0.5ha 以上) を記入する。

(3) 認定新規就農者の概要 (記入例)

農業者名	年 齢	後 継 者 の 有 無	認定 状況	認定 年月	営 農 類 型	経営等農用地面積 (ha)																									
						現 況												対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)													
						所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地			所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地										
						計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外											
〇〇〇〇	48	無	×	年月 (予定)		1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													6.60	5.60	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)	(1.00)	(0)													(4.60)	(3.60)	(1.00)	(1.40)	(0.50)	(0.40)	(1.80)	(0.50)	
																							7.00	6.00	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.90)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)
計						1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													6.60	5.60	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)	(1.00)	(0)													(4.60)	(3.60)	(1.00)	(1.40)	(0.50)	(0.40)	(1.80)	(0.50)	
																							7.00	6.00	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.90)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹は基幹3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする。(以下同じ)。
2. 経営等農用地面積は、実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知) (以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである。(以下同じ)。
3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹は基幹3作業(機械利用による整地、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする。(以下同じ)。
4. 対象事業完了時の欄には、実施要領・要領で定める要件を満たした担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する。(以下同じ)。
5. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する。(以下同じ)。
6. 経営等農用地面積の()内は、農地集団化面積 (1ha (中山間地域等) については 0.5ha 以上) を記入する。

(4) 市町村基本構想水準到達者の概要 (記入例)

農業者名	年 齢	後 継 者 の 有 無	認定 状況	認定 年月	営 農 類 型	経営等農用地面積 (ha)																									
						現 況												対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)													
						所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地			所有耕地			賃借権等設定地			基幹3作業 受託地										
						計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外	計	地 区 内	地 区 外											
〇〇〇〇	48	無	×	年月 (予定)		1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													6.60	5.60	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)	(1.00)	(0)													(4.60)	(3.60)	(1.00)	(1.40)	(0.50)	(0.40)	(1.80)	(0.50)	
																							7.00	6.00	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.90)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)
計						1.80	1.50	0.30	1.50	0.30													6.60	5.60	1.00	2.00	0.50	1.50	2.10	0.50	
						(1.00)	(1.00)	(0)	(1.00)	(0)													(4.60)	(3.60)	(1.00)	(1.40)	(0.50)	(0.40)	(1.80)	(0.50)	
																							7.00	6.00	1.00	2.20	0.50	1.70	2.10	0.50	
						(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(1.50)	(0.90)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)								(5.20)	(4.20)	(1.00)	(1.50)	(0.50)	(0.90)	(1.80)	(0.50)

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹は基幹3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする。(以下同じ)。
2. 経営等農用地面積は、実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知) (以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである。(以下同じ)。
3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹は基幹3作業(機械利用による整地、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする。(以下同じ)。
4. 対象事業完了時の欄には、実施要領・要領で定める要件を満たした担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する。(以下同じ)。
5. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する。(以下同じ)。
6. 経営等農用地面積の()内は、農地集団化面積 (1ha (中山間地域等) については 0.5ha 以上) を記入する。

(5)～(7) (略)

3. 農用地の流動化計画

(1) 農用地流動化計画

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の <u>経営等農用地面積</u> (ha) B	農用地面積に 占める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現 況 (a)			
(削る。)			
(削る。)			
(削る。)			
(削る。)			
(削る。)			
対象事業了時			
完了後1年度目			
完了後2年度目			
完了後3年度目			
完了後4年度目			
目 標 (b)			
b - a			

(注) (削る。)

完了後各年度及び目標(b)の欄には、対象事業完了後の各年度及び目標年度時の数値を記入する。

(2) (略)

(5)～(7) (略)

3. 農用地の流動化計画

(1) 農用地流動化計画

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の <u>経営等面積</u> (ha) B	農用地面積に 占める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現 況 (a)			
<u>1年度目</u>			
<u>2年度目</u>			
<u>3年度目</u>			
<u>4年度目</u>			
<u>5年度目</u>			
対象事業了時 (b)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
目 標			
b - a			

(注) 1. 対象事業の各年度において実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る数値を記入する。
2. 各年度及び対象事業完了時(b)の欄には、対象事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

(2) (略)

7. 収益性向上計画

(1) 収益性向上に向けた取組方針

需要構造等の変化に応じて水稲作に当たっては、業務用重要や輸出の対応、ブランド化を図るなど、収益向上を図るための取組方針を作成する。

収益性向上を図るための取組方針	活動計画
(記入例1) ・海外マーケットにおける日本産米販売や中食・外食等の業務用米は、今後 も堅調な需要が期待されることから、麦・大豆等から輸出用米、業務用米 への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、安定した 生産と販売を推進する。	(略)
(記入例2) (略)	(略)
(記入例3) (略)	(略)
(記入例4) ・畦畔の幅広化や用排水路のパイプライン化による畦畔法面等の保全管理コ ストの低減を図り、効率的な営農を推進する。	・幅広化された畦畔で効率的に草刈ができる機械を導入する。 ・パイプライン化後の上部の敷地を有効活用できるよう大型機械作業の導 入を図り、更なる生産コストの削減を図る。

(2) 販売額向上 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のAに該当する場合に記入)

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業実施前(現況)				事業実施後(完了年度)				事業実施後(目標年度)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)
	①	②	③	④=①×②× ③/100	⑤	⑥	⑦	⑧=⑤×⑥× ⑦/100	⑤'	⑥'	⑦'	⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
計												

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業実施後において複数の販売先(JA、スーパー、直売所、インターネット等)がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ⑨	事業実施後(完了年度) ⑩	事業実施後(目標年度) ⑪
計			

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ⑫	事業実施後(完了年度) ⑬	事業実施後(目標年度) ⑭
計			

7. 収益性向上計画

(1) 収益性向上に向けた取組方針

需要構造等の変化に応じて水稲作に当たっては、業務用重要や輸出の対応、ブランド化を図るなど、収益向上を図るための取組方針を作成する。

収益性向上を図るための取組方針	活動計画
(記入例1) ・海外マーケットにおける日本産米販売や中食・外食等の業務用米は、今後 も堅調な需要が期待されることから、麦・大豆等から輸出用米、業務用米 への転換を図ることとし、その作付け面積の10%の拡大に向けて、安定し た生産と販売を推進する。	(略)
(記入例2) (略)	(略)
(記入例3) (略)	(略)
(新設)	(新設)

(2) 販売額向上

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業計画							事業実施後(評価時点)				
	事業実施前(現況)			事業実施前(計画)				面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)					⑤'
	①	②	③	④=①×②× ③/100	⑤	⑥	⑦	⑧=⑤×⑥× ⑦/100				
計												

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業完了後の評価時点において複数の販売先(JA、スーパー、直売所、インターネット等)がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ⑨	事業実施後(計画) ⑩	事業実施後(評価時点) ⑪
計			

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ⑫	事業実施後(計画) ⑬	事業実施後(評価時点) ⑭
計			

④販売額向上率

①作物生産額			②加工品や6次化商品販売額		
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後(完了年度) (千円) ⑮=⑧	事業実施後(目標年度) (千円) ⑮'=⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後(完了年度) (千円) ⑰=⑩	事業実施後(目標年度) (千円) ⑰'=⑩'

③その他販売額			販売額向上率		
事業実施前 (千円) ⑰=④	事業実施後(完了年度) (千円) ⑰=⑬	事業実施後(目標年度) (千円) ⑰'=⑭	事業実施後(完了年度) (%) ⑲=(⑰+⑱+⑲)/(⑰+⑰+⑰)	事業実施後(目標年度) (%) ⑲'=(⑰'+⑱'+⑲')/(⑰'+⑰'+⑰')	

(3) 生産コスト削減 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のイ又はウに該当する場合に記入)
生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費削減効果(第6表)の算定方法に準じて整理する。

作物名	事業実施前(現況)(円/ha)			事業実施後(完了年度)(円/ha)			削減率 ⑲=1- ⑲'/⑲	事業実施後(目標年度)(円/ha)							
	労働費 ①	機械経費 ②	その他生産資材費 ③ ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦ ⑧=⑤+⑥+⑦		労働費 ⑨	機械経費 ⑩	その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪	削減率 ⑲=1- ⑲'/⑲			
計															

(4) 担い手の米の生産コスト (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のイ又はウに該当する場合に記入)
担い手の米の生産コストを整理する。

現況生産コスト (円/60kg)	事業実施後(完了年度) (円/60kg)	事業実施後(目標年度) (円/60kg)

※米の生産コストとは、資本金子や地代も含めた60kg当たり全算入生産費(資本金子・地代全額算入生産費)のことを指す。

(5) 高収益作物の割合 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のウに該当する場合に記入)
作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を整理する。

作物名	事業実施前(現況)				事業実施後(完了年度)				事業実施後(目標年度)			
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha) ⑤'	単収 (kg/10a) ⑥'	単価 (千円/t) ⑦'	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
計												
主食用米を除いた 生産額 ⑨												
高収益作物の 生産額 ⑩												
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩/⑨												

④販売額向上率

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率 (%) ⑲=(⑰+⑱+⑲)/(⑰+⑰+⑰)
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後 (千円) ⑮=⑧又は⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後 (千円) ⑰=⑩又は⑩'	事業実施前 (千円) ⑱=⑬	事業実施後 (千円) ⑱=⑭又は⑭'	

(新設)

(3) 担い手の米の生産コスト

担い手の米の生産コストを整理する。

現況生産コスト (円/60kg)	計画生産コスト (円/60kg)	事業実施後(評価時点) (円/60kg)

※米の生産コストとは、資本金子や地代も含めた60kg当たり全算入生産費(資本金子・地代全額算入生産費)のことを指す。

(4) 高収益作物の割合

作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を整理する。

作物名	事業実施前(現況)				事業計画				事業実施後(評価時点)			
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha) ⑤'	単収 (kg/10a) ⑥'	単価 (千円/t) ⑦'	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
計												
主食用米を除いた 生産額 ⑨												
高収益作物の 生産額 ⑩												
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩/⑨												

(6) 営農又は施設の維持管理に関するコスト低減（省力化整備型について記入）

本コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）、維持管理費節減効果（第7表）の算定方法に準じて整理する。

区分	作物名 (又は施設名)	作業名	事業実施前 (現況)			事業実施後(完了年度)		事業実施後(目標時点)		低減要因
			費用(円/ha) ①	費用(円/ha) ②	削減率 (%) ③=1-②/①	費用(円/ha) ④	削減率 (%) ⑤=1-④/①			
営農 経費	水稲									
維持 管理費	〇〇支線用水路									
計										

※営農経費にあつては作物名を、維持管理費にあつては施設名を記載する。

※事業の施行対象に係る農地、施設の営農経費及び維持管理費は全て記載する。

※高農経費については、畦畔等の維持管理や水管理に係る経費について記載する。

8. (略)

9. 農業生産基盤整備計画

(1) 補助事業

事業名	地区名	事業 主体	受益 面積	概算 総事業費	主 要 工 事 概 要		予定負担率(%)			予 定 工 期	事 業 番 号
					区画 整理	整地工 ha、用水路工 L= km 暗渠工 ha、排水路工 L= km 客土工 ha、道路工 L= km 畦畔除去工 ha、その他() ha 用水バグラー化 ha 排水路暗渠化 ha	国	県	市町村		
			ha	百万円							

(注) 総事業費は、生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

(2) 国営事業

事業名	地区名	受 益 面 積	総事業費	事業工期	前年度まで の進捗率	当 該 区 域 内 の 施 設 等		事 業 番 号	備 考
						受益面積	施設の名称及び数量 進 捗 率		
		ha	百万円		%	ha	%		

(注) 土地改良事業計画における関連事業に位置付けられている事業を記載する。

10. 農業経営高度化計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備 考
(1) 指導事業					
(2) 調査・調整事業					
(3) 耕地利用高度化推進事業					
(4) 水田貯留機能向上支援事業					
(5) 水田貯留機能向上推進事業					
合 計					

(新設)

8. (略)

9. 農業生産基盤整備計画

(1) 農業生産基盤整備計画

① 補助事業

事業名	地区名	事業 主体	受益 面積	概算 総事業費	主 要 工 事 概 要		予定負担率(%)		前年度 までの 事業費	予 定 工 期	事 業 番 号
					区画 整理	整地工 ha、用水路工 L= km 暗渠工 ha、排水路工 L= km 客土工 ha、道路工 L= km 畦畔除去工 ha、その他() ha 用水バグラー化 ha 排水路暗渠化 ha	市町村	農家			
			ha	百万円					百万円		

② 国営事業

事業名	地区名	受 益 面 積	総事業費	事業工期	前年度まで の進捗率	当 該 区 域 内 の 施 設 等		事 業 番 号	備 考
						受益面積	施設の名称及び数量 進 捗 率		
		ha	百万円		%	ha	%		

10. 農業経営高度化計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備 考
(1) 指導事業					
(2) 調査・調整事業					
(3) 耕地利用高度化推進事業					
(新設)					
(新設)					
合 計					

(削る。)

別記様式第1-2号

	県	地区
	作成年月	年月

集積・集団化等促進基盤整備計画書

〇〇地区

令和 年 月 日

〇〇 県

集積・集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図

〇〇県 〇〇地区

	(位置図)
--	-------

(注) 計画区域の土地利用計画であり、第2章の6. 土地利用計画にほって区分すること。農業生産基盤整備事業の計画の状況が分かるようにすること。

(凡 例)	
集積・集団化等促進基盤整備計画区域	黒 ー - - - - 白
区分	
高生産性農業型集積区域	赤 色
集約農業型集積区域	緑 色
条件不利区域	茶 色
農地利用区域	黄 色
非農用地	青 色

<目 次>

<p>第1章 概要</p> <p>1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表</p> <p>2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望</p> <p>3. 対象事業名</p> <p>4. 地区の概況</p> <p>(1) 市町村名等</p> <p>(2) 市町村の概要</p> <p>(3) 市町村における農業振興の目標</p> <p>(4) 対象地区の適正理由</p> <p>(5) 計画区域農地の概要</p> <p>(6) 社会経済条件</p> <p>(7) 生産調整の実施状況</p>	<p>3. 農用地の流動化計画</p> <p>(1) 農用地流動化計画</p> <p>(2) 計画達成に向けた取組方法</p> <p>4. 農地の集団化計画</p> <p>(1) 農用地集団化計画</p> <p>(2) 担い手別農用地集団化一覧</p> <p>(3) 農用地集団化状況図</p> <p>5. 経営体育成計画</p> <p>(1) 認定農業者の育成計画</p> <p>(2) 計画達成に向けた取組方法</p> <p>6. 土地利用計画</p> <p>(1) 土地利用区分</p> <p>(2) 優良農地の保全に向けた取組方法</p> <p>7. 収益性向上計画</p> <p>(1) 収益性向上に向けた取組方針</p> <p>(2) 販売額向上</p> <p>(3) 担い手の米の生産コスト</p> <p>(4) 高収益作物の割合</p> <p>8. 推進体制整備計画</p> <p>9. 農業生産基盤整備計画</p> <p>10. 農業経営高度化計画</p>
<p>第2章 計画事項</p> <p>1. 市町村が定めた農業構造改善目標</p> <p>2. 担い手等の見通し</p> <p>(1) 担い手の見通し</p> <p>① 農家数及び経営規模</p> <p>② 担い手の見通し</p> <p>(2) 認定農業者の概要</p> <p>(3) 認定新規就農者の概要</p> <p>(4) 市町村基本構想水産漁業者の概要</p> <p>(5) 農業経営規模拡大計画</p> <p>(6) 経営形態と展望整備</p> <p>(7) 経営形態移行の概要</p>	

第1章 概要

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表

推進府県名	所在地	地区名	地区面積 (ha)	地域区分	担当課名					
					(TEL: _____、FAX: _____)					
地 区 及 び 社会経済条件					農用地の 整備状況					
農 業 状 況										
地区設定理由					農用地の 概 要					
農業構造の 改善目標	概 況 一 覧 表									
農用地の 流動化計画 及び経営体 育成計画並びに 施設整備計画	項目	農用地面積 (ha) 実	担い手の面積 面積 (ha) 実	同担シェア (%) 実と仮	認定農業者数	金農家に占める認定農業者の 割合	備 考			
	概況		0	0					当該地区(対象事業実施時期)	目標年度：〇〇年度
	対象事業実施時		0	0		市町村平均				
	目標		0	0						
農業生産基盤 及び経営体 育成計画並びに 施設整備計画	農地集団化方 案(目標)	計 (ha)	認定農業者	認定新規就農者	市町村基本構想 水産別集積	採 集 計 画	項目	概況 (ha)	目標 (ha)	施設整備の手法
							大区域			
							中区域 (経営体形成)			
							小区域 (小規模集積)			
	計 (ha)					計				
農業生産基盤 及び経営体 育成計画並びに 施設整備計画	①		②				③		④	

(注) 農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びに施設整備計画の()内は、担い手への農地集団化面積について記入する。

2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望

〈記入例〉

現況(令和 年)			目標(令和 年)	
経営形態	個別経営 39戸 農地面積 51.8ha (田: 51.2, 畑: 0.6) 作物 米+小麦	経営規模別農家数 0.5ha未満 … 1 0.5~1.0 … 9 1.0~1.5 … 10 1.5~2.0 … 8 2.0~2.5 … 6 2.5~3.0 … 0 3.0ha以上 … 1 委託 … 4	〇〇生産組合(集落協業型)設立、育成 経営面積 47.2ha(水田) ↓ 法人組織の企業経営の確立 担い手…集落機能を生かし、営農意欲のある若い人材を育成 ↓ 集落→農場別の確立	
経営状況	全てが第2種兼業農家 農業従事者の高齢化が進行 → 中身の乏しい抜け船状態 農業に対する確しい現状認識 等規模 (平均 1.3ha) 農地の分散傾向 → 低い生産性 農業機械及び器具の個別保有 → 過剰投資		農用地利用性の向上 直播栽培等の新しい技術普及 → 生産性の向上 機械・施設の効率的利用 経営と生産と調査研究等 各必要部門の担当者育成 → 企業経営 特産品の栽培 → 高付加価値農業	
生産基盤の状況	区画形状…10 a区画(昭和 38 年〇〇土地改良事業実施) 農道 …幅員2 m 用水路 …開水路(老朽化) 用水源 …河川水、地下水、ため池		区画形状…標準区画、大区画(ha) → 連綿的農地集積 農道 …集落道との一体整備 用排水路…用水路 <u>パイプライン</u> 簡便排水 → 農地の質的向上 → 直播技術の普及 → 権利利用の拡大(野営、施設園芸) → フライド農業	
整備水準	ほ場及び農道…小型機械体系のみ可能 用排水路 …ただし、排水効果不足		畦畔除去による大区画整備 → 大型機械体系可能 簡便排水施設の整備 → 作物選択の拡大 排水路の高農利用 → 地下かんがい、直播技術対応 水管理の自動化 → 稲作労働時間の削減 生産基盤と生活環境の一体整備 → 21世紀の農村の実現 集落内道路の整備 アムニティ向上の整備(集落周辺の水環境整備) 集落排水施設の整備 → 内発的な集落地場の発展	

3. 対象事業名

事業名	地区名	採択年度	完了予定年度	受益面積	総事業費
〇〇事業		年度	年度	ha	百万円

4. 地区の概要

(1) 市町村名等 市町村名 関係集落数 関係土地改良区名

(2) 市町村の概要

(3) 市町村における農業振興の目標

(4) 対象地区の選定理由

(5) 計画区域農地の概要
計画区域農地面積 ha 概要 関係農協名

(6) 社会経済条件(振興計画等の指定状況) (市町村名: 調査年度: 令和 年度)
名称 対象地域 指定・許可年月日
指定 許可
指定 許可
指定 許可
指定 許可

(7) 生産調整の実施状況
該当市町村全体 転作等目標面積(令和 年度)(ha)

〔注〕総事業費は、生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

(8) 現況農用地の整備状況

① ぼり区画

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	標準区画 (a)	整備年	標準区画以下の 整備面積(ha)

② 暗渠排水

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	経過年数	耐用年数	耐用年数 経過面積(ha)

③ 整備を要する面積の総計(暗渠排水)

整備を要する面積 (※)(ha)	整備を要する面積 の割合(%)

※未整備・不整形の面積と排水不良の面積はダブルカウントしない。

第2章 計画事項

1. 市町村が定めた農業構造改善目標

(経営規模の目標等)：(記入例)

番号	富農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他
①	水稻専業	水稻 5ha	30戸	〈流動化目標面積〉 85ha
		種(雨除) 10a		
		肉用牛繁殖 3頭		
②	水稻+肉用牛(繁殖)	水稻 3ha	40戸	〈流動化目標面積〉 55ha
		種(雨除) 10a		
		肉用牛繁殖 20頭		
③	水稻+豚(繁殖)	水稻 2.7ha	15戸	〈流動化目標面積〉 25ha
		種(雨除) 20a		
		繁殖豚 30頭		
④	水稻+野菜	水稻 3ha	15戸	〈流動化目標面積〉 15ha
		種(雨除) 20a		
		種(露地) 20a		

2. 担い手等の見直し

(1) 担い手の見直し

① 農家数及び経営規模

	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数	標準 経営規模	戸数	標準 経営規模	戸数	標準 経営規模	戸数	標準 経営規模
現況(R.O)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()
目標(R.O)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()

(注) 上段()は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

② 担い手の見直し

認定農業者		認定新規就農者		市町村種類水準到達者		計	
現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標

(4) 市町村基本構想水準到達者の概要(記入例)

農業者名	世帯数	市町村基本構想水準到達者	区 画 等 農 用 地 面 積 (ha)																			
			現 況							対農事業完了時(上段)・目標(下段)												
			経営状況	経営年月	経営面積	所有農地		貸借農地		委託農地		計	区画別	区画別	区画別	所有農地		貸借農地		委託農地		
						地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外					地区内	地区外	地区内	地区外			
〇〇 〇〇〇	43	農 区	413.10	1.80	1.80	0.30	1.80	0.30						6.60	6.60	1.00	6.60	0.80	1.80		2.10	0.80
		(千疋)	(1.00)	(1.00)	(0)	(1.00)	(0)							(4.60)	(3.60)	(1.00)	(1.40)	(0.60)	(0.40)		(1.80)	(0.80)
														7.00	6.00	1.00	6.20	0.80	1.70		2.10	0.80
														(6.20)	(4.20)	(1.00)	(1.80)	(0.60)	(0.90)		(1.80)	(0.80)
社				1.80	1.80	0.30	1.80	0.30						6.60	6.60	1.00	6.60	0.80	1.80		2.10	0.80
				(1.00)	(1.00)	(0)	(1.00)	(0)						(4.60)	(3.60)	(1.00)	(1.40)	(0.60)	(0.40)		(1.80)	(0.80)
														7.00	6.00	1.00	6.20	0.80	1.70		2.10	0.80
														(6.20)	(4.20)	(1.00)	(1.80)	(0.60)	(0.90)		(1.80)	(0.80)

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、茶幹採集3作業以上の委託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、委託面積の合計面積とする(以下同じ)。
 2. 経営等農用地面積は、実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2200号農付振農局島通知)以下「要綱」という)による算定方法に基づくものである(以下同じ)。
 3. 茶幹3作業委託地(面積)とは、茶幹採集3作業(機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう)以上を委託しているものとする(以下同じ)。
 4. 対農事業完了時の欄には、実施要綱・要綱で定義する要件を満たし手に係る面積であって、対農事業完了時の数値を記入する(以下同じ)。
 5. 認定新規就農者の経営類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する(以下同じ)。
 6. 経営等農用地面積の()内は、農地集団化面積(1ha(中山間地域等)にあっては0.5ha以上)を記入する。

(5) 農業経営規模拡大計画(記入例)

現 況	目 標
<p>個別経営</p> <p>関係農家数 63戸 うち専業: 3戸、1兼: 5戸、2兼: 55戸</p> <p>関係農家の経営等農地 27.5ha(戸当たり 0.44ha) うち 直轄地区に占める経営等面積 27.5ha(戸当たり 0.44ha) (所有耕地+賃借地等+茶幹3作業以上受託面積) うち地区内所有耕地面積 27.5ha 地区内賃借地等設定面積 - ha 地区内茶幹3作業以上受託面積 - ha</p> <p>関係農家のうち地区内の中核農家 - 戸 経営等面積計 - ha(戸当たり - ha) (所有耕地+賃借地等+茶幹3作業以上受託面積) うち所有耕地面積計 - ha 賃借地等設定面積計 - ha 茶幹3作業以上受託面積計 - ha</p> <p>生産組織又は農地所有連絡法人 なし</p>	<p>高生産性農業型(ほ場)区域(22.0ha)</p> <p>農家戸数 6戸 経営等面積計 7.2ha 戸当たり経営等面積 1.4ha 高生産性農業型(ほ場)区域に占める面積比率 32.7%</p> <p>認定新規就農者(-ha)</p> <p>農家戸数 戸 経営等面積計 ha 高生産性農業型(ほ場)区域に占める面積比率 %</p> <p>市町村基本構想水準到達者(0.5ha)</p> <p>農家戸数 4戸 経営等面積計 0.5ha 高生産性農業型(ほ場)区域に占める面積比率 2.3%</p> <p>生産組織(-ha)</p> <p>農家戸数 戸 経営等面積計 ha 高生産性農業型(ほ場)区域に占める面積比率 %</p> <p>農地所有連絡法人(-ha)</p> <p>追加農家戸数 戸 経営等面積計 ha 高生産性農業型(ほ場)区域に占める面積比率 %</p> <p>小規模農家(0.4ha)</p> <p>関係農家戸数 6戸 経営等面積計 3.4ha 高生産性農業型(ほ場)区域に占める面積比率 15.5%</p> <p>集落圏(10.5ha)</p> <p>関係農家戸数 20戸 経営等面積計 10.5ha 高生産性農業型(ほ場)区域に占める面積比率 49.5%</p> <p>集約農業型(ほ場)区域(2.1ha)</p> <p>経営等面積計(2) 戸 関係農家戸数 16戸(うち兼い専 1戸)</p> <p>条件不到区域 なし</p> <p>農地転用区域 なし</p> <p>計農用地(6.3ha)</p> <p>公営用地: 0.1ha 営農倉庫用地: 0.10ha 都市計画調整: 0.40ha 宅地等の農: 0.24ha 貯水調整用地: 0.40ha その他: 0.54ha 集約: 0.40ha 灌漑水路: 3.5ha</p>

(6) 経営形態と目標誌備(記入例)

現 況			目 標			区 域 形 態	
経営・組織形態	耕作面積	戸 数	経営・組織形態	耕作面積	戸 数		
規模拡大志向農家 A 1	1.0	1	規模拡大志向農家 A 1	1.3	1	大区画(1ha)	
# A 2	0.9	1	# A 2	0.9	1	大区画(50a)	
# A 3	0.7	1	# A 3	2.5	1		
			# A 4	1.5	1		
			# A 5	1.0	1		
個人営農希望農家 B 1	24.9	60	農業生産組織 P 1	10.9	23	大区画(1ha、50a)、標準区画	
			農地所有者兼特化法人 P 2	0.5	4	大区画(50a)	
			個人営農希望農家 B 1	5.5	21	標準区画	
			土地持5非農家		10		
計	27.5	63	計	24.1	63		

(注) 経営形態については、経営形態現況図及び計画図をそれぞれに対応する生産基礎整備状況図を用いて作成する。

経営形態現況図又は計画図(目標)

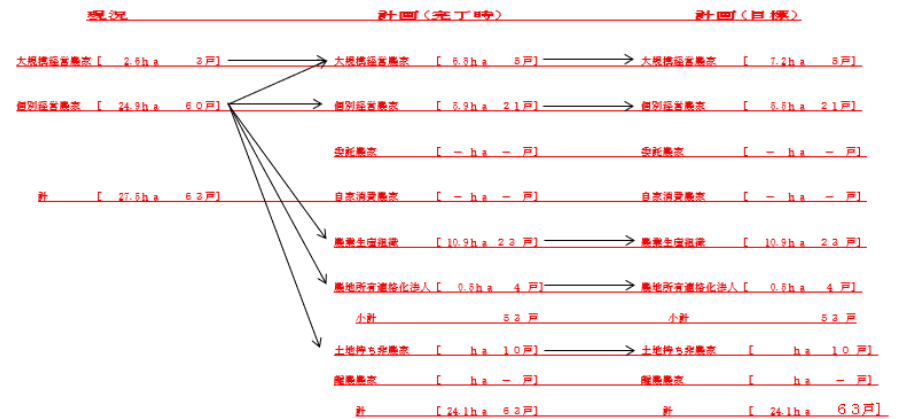
(凡例等記入例)

(注) A 3版で現況及び計画別に2葉作成し、文字等が小さく見にくくなる場合は別途巻末に添付する。

(現 況)				(計 画)					
凡 例		耕作面積(ha)	区 域 形 態	凡 例		耕作面積(ha)	区 域 形 態		
(区分(現況))	A 1	規模拡大志向農家	4.6	未整備(10a)	(区分(計画))	A 1	規模拡大志向農家	10.5	標準区画(30a)～
	A 2	#	4.8			A 2	#	6.7	大区画(50a、1ha)
	A 3	#	4.2			A 3	#	8.9	
	B 1	個人営農農家	101.1			P 1	農業組織	24.2	
	B 2	#(その他農家)	38.7			P 2	土地持5非農家	36.3	
C	自家消費型農家	1.3		B 1	個人営農農家	30.2	標準区画(30a)		
				B 2	#(その他農家)	34.7			
				C	自家消費型農家	1.1			
				X	非農用地	1.4			

(7) 経営形態移行の概要

(記入例)



(3) 農用地集団化状況図

農用地集団化状況図（現況）

	〇〇計画区域
	受益値
	集団化算定地域

凡例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

農用地集団化状況図（目標）

	〇〇計画区域
	受益値
	集団化算定地域

凡例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

5. 経営体育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市町村全体				地 区 内											
	現況	目標	全農家戸数	目標割合 (%)	現況	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	対象事業完了時	目標	全農家戸数	認定農業者比率 (%)	増加率 (%)	
	A	B	E	A/B	C							D	F	D/E	D/C	
認定農業者数																

（注）1. 地区内の各年度及び対象事業完了時の欄には、対象事業地区内における事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

(2) 計画達成に向けた取組方法

項 目	取組主体	具 体 的 方 策
認定農業者の育成	都道府県	
	市町村	

6. 土地利用計画

(1) 土地利用区分

集落名	面積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型(ほ場区域)		集約農業型(ほ場区域)	条件不利区域	農地転用区域	非農用地	その他
		大区画(ほ場区域)	標準区画(ほ場区域)					
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) () 内は内数で、〇〇事業区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

(注) 土地利用区分は、次の例を参考とする。

- ア 高生産性農業型(ほ場区域)
- イ 高生産性農業型(ほ場区域)による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化や農地の集積を強力に進めることが可能な地塊。
- ロ 大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地塊。
- ハ 放棄等の農地が生産組織等により利用されることが想定される地塊。
- ニ 農業として生産性の高い優良農地として保全する地塊。
- ヒ 標準区画程度にほ場整備が終了した地塊において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。
- ヘ 集約農業型ほ場整備区域
- ヘ(1) 大区画ほ場を達成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地塊。
- ヘ(2) 生産調整を積極的に行う地塊。
- コ 条件不利区域
- ク 生産性の向上があまり期待できず、原則として事業対象としない地塊。
- ケ 農用地転用区域
- ケ 計画的に農用地を転用する地塊であって、事業対象としない地塊。
- ク 非農用地
- ク 〇〇事業等により設定された非農用地区域
- ク なお、土地利用計画図(ゾーニング)を作成するが、巻頭の農用地利用集積促進土地改良整備計画区域図と兼用する。

(2) 優良農地の保全に向けた取組方法(記入例)

(整備された農地の農業上の利用を確保し、遊休農地の発生防止に関する事項等農地を保全して農業経営等の規模拡大に資する取組方を記載する。)

項目	取組主体	具体的方策
優良農地の保全	郡市町民	(例) 《(農)計画において定められた取組方策について助言等を行うとともに、農地法(昭和27年法律第228号)に基づく遊休農地に関する措置等を踏まえ、関係部局と連携し、農地の農業上の利用の確保の推進を図る。》
	市町民	《(農)計画において策定した内容を記載。》

7. 収益性向上計画

(1) 収益性向上に向けた取組方針

需要構造等の変化に応じて水稲作に当たっては、業務用重要や輸出の対応、ブランド化を図るなど、収益向上を図るための取組方針を作成する。

収益性向上を図るための取組方針	活動計画
<p>《(記入例1)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外マーケットにおける日本産米販売や中食・外食等の業務用米は、今後も堅調な需要が期待されることから、麦・大豆等から輸出用米、業務用米への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、安定した生産と販売を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェトロ、企業等と連携し、輸出用の加工食品等を開発し輸出用米の取組の拡大を図る。 ・中食・外食事業者等の需要に応じた品種導入等による生産拡大を図り、県や農協等と連携し、商談会の開催等により、取組の拡大を図る。 ・多収性の米の導入や直播栽培等による米の更なる前倒しを図る。
<p>《(記入例2)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場の大区画化にあわせ、作業の効率化や新技術導入による更なる低コスト化を図り、生み出された余剰労働力も活用して、流通における特徴ある米の生産地化を図る。 ・具体的には、安全安心の消費者ニーズを踏まえた品質の高品質に努め、麦・大豆等から特別栽培米や有機栽培米への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、品質の高い、安定した生産及び販売を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心の消費者需要に対応した高品質の作物を栽培するための専業技術の習得、導入し、ブランド化の強化を図る。 ・県や農協等と連携し、企業等を通じた販売ルートの確保に努める。 ・直播栽培や減肥・減農薬等による米の更なる生産コスト削減を図る。
<p>《(記入例3)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場の大区画化・汎用化により、土地利用型作物の栽培における作業効率を向上させ、新たな技術導入による更なる低コスト化を図るとともに、高収益作物を導入することで収益性の向上を図る。 ・具体的には、収益性の高い作物への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、安定した生産及び販売を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県や農協等と連携し、収益性の高い作物を栽培するための技術の習得、導入を図る。 ・高収益作物においては、周辺地域との差別化するため、リレー出荷や外食事業者等への販売ルートの確保に努める。 ・土地利用型作物においては、大型機械作業の導入を図り、更なる生産コストの前倒しを図る。

(2) 販売額向上

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業計画								事業実施後(評価時点)			
	事業実施前(現況)				事業実施前(計画)				事業実施後(評価時点)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×②× ③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑥=⑤×⑦× ⑧/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑩=⑨×⑪× ⑫/100
	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑨	⑩	⑫	
計												

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業完了後の評価時点において複数の販売先(JA、スーパー、直売所、インターネット等)がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ②	事業実施後(計画) ④	事業実施後(評価時点) ⑥
計			

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ②	事業実施後(計画) ④	事業実施後(評価時点) ⑥
計			

④販売額向上率

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率
事業実施前 (千円) ④=①	事業実施後 (千円) ⑥=②又は④	事業実施前 (千円) ④=②	事業実施後 (千円) ⑥=②又は④	事業実施前 (千円) ④=②	事業実施後 (千円) ⑥=②又は④	(%) ⑩=(⑥+②+④)/(④+②+④)

(3) 生産コスト低減

生産コストは、効果算定マニュアルの富農経営節減効果(第6表)の算定方法に準じて整理する。

作物名	事業計画 (円/ha)								削減率 — ⑩=1- ⑪/⑩	事業実施後(評価時点) (円/ha)			
	事業実施前(現況)				事業実施後(計画) (円/ha)					事業実施後(評価時点)			
	労働費	機械費	その他生産資材費	営農経費	労働費	機械費	その他生産資材費	営農経費		労働費	機械費	その他生産資材費	営農経費
	①	②	③	④=①+②+③	⑤	⑥	⑦	⑧=⑤+⑥+⑦	⑩=1- ⑪/⑩	①	②	③	④=①+②+③
計													

(4) 担い手の米の生産コスト

担い手の米の生産コストを整理する。

現況生産コスト (円/80kg)	計画生産コスト (円/80kg)	事業実施後(計画時点) (円/80kg)

※米の生産コストとは、資本金子や地代も含めた 80 kg 当たり全算入生産費(資本金子・地代全額算入生産費)のことを指す。

(5) 高収益作物の割合

作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を整理する。

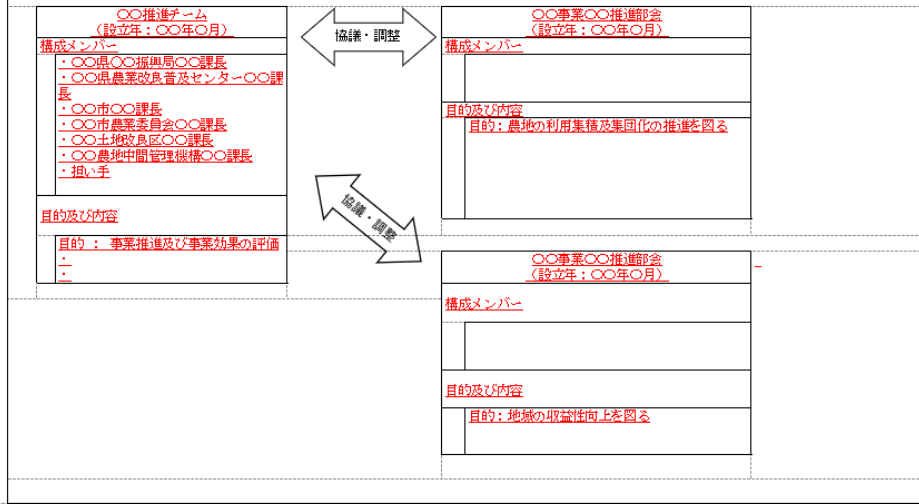
作物名	事業計画								事業実施後(計画時点)			
	事業実施前(現況)				事業実施前(計画)							
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)
	①	②	③	④=①×②×③/100	⑤	⑥	⑦	⑧=⑤×⑥×⑦/100	⑨'	⑩'	⑪'	⑫'=⑨'×⑩'×⑪'/100
計												
主食用米を除いた 生産額 ⑬												
高収益作物の 生産額 ⑭												
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑭/⑬												

8. 推進体制整備計画

(担い手への農地の利用集積の促進及び地域の収益性の向上を図るための推進体制整備について、各段階の組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。)

(記入例)

〇〇地区事業推進体制図



別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 集積・集団化等促進基盤整備計画
3. その他
- 〔4. 費用負担者の同意書〕
- 〔5. 施設の管理者の同意書〕

記

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業量	備考
			ha	百万円	

注：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

(新設)

別記様式第3号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

(農林水産省農村振興局長)
(農林水産省〇〇農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業量	備考
			ha	百万円	

(新設)

別記様式第4号

番 号
年 月 日

集積・集団化等促進基盤整備計画
変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

下記地区について、集積・集団化等促進基盤整備計画の変更を行ったので、農地中間管理機構連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長)の別紙1第8の1に基づき、次に掲げる資料を添えて報告します。

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画

記

都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
			ha	百万円	

別記様式第2号

番 号
年 月 日

集積・集団化等促進基盤整備計画
変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

〇〇地区について、集積・集団化等促進基盤整備計画の変更を行ったので、農地中間管理機構連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)の別紙1第7に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
			ha	百万円	

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局 殿
北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙1第9の1の（1）の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 農用地集積状況
2. 農用地集団化状況
3. 収益性状況
4. 作付状況

- ※ 1. 農用地集積状況は、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。
- ※ 2. 農用地集団化状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。
- ※ 3. 収益性状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。
- ※ 4. 作付状況は、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。
- ※ ただし、2及び3においては、完了年度の状況により目標達成が困難と認められる場合は、完了年度から目標年度までの毎年度報告すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局 殿
北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 農用地集積状況
2. 農用地集団化状況
3. 収益性状況
- （新設）

- ※ 1. 農用地集積状況は、農業生産基盤整備事業に着手した年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。
- ※ 2. 農用地集団化状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。
- ※ 3. 収益性状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。
（新設）
- ※ ただし、2及び3においては、完了年度の状況により目標達成が困難と認められる場合は、完了年度から目標年度までの毎年度報告すること。

1. 農用地集積状況

(1) 農地集積（農地の流動化）

【計画時】

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等農用地 面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
(削る。)			
(削る。)			
(削る。)			
(削る。)			
対象事業完了時			
完了後1年度目			
完了後2年度目			
完了後3年度目			
完了後4年度目			
目標(b)			
b - a			

(注) (削る。)

完了後各年度及び目標(b)の欄には、対象事業完了後の各年度及び目標年度時の数値を記入する。

【事業着手年度から目標年度】

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等農用地 面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
(削る。)			
(削る。)			
(削る。)			
(削る。)			
対象事業完了時			
完了後1年度目			
完了後2年度目			
完了後3年度目			
完了後4年度目			
目標(b)			
b - a			

2. 農用地の集団化状況

(1) 農用地集団化

【計画時】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集約化面積 (ha) ⑤	集約化率 (%) ⑥=⑤/②	備考
現況							
完了時							
目標							目標年度：○○年度

【完了年度・目標年度】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集約化面積 (ha) ⑤	集約化率 (%) ⑥=⑤/②	備考
完了時							
目標							目標年度：○○年度

(2) 担い手別農用地集団化一覧

番号	担い手 区分	地番	面積 (ha)	計画地目	集団化面積 (ha)	備考
	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村基本構想水準達成者					
小計						
合計						

※一覧表は担い手別に整理する。

1. 農用地集積状況

(1) 農地集積（農地の流動化）

【計画時】

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
1年度目			
2年度目			
3年度目			
4年度目			
5年度目			
対象事業完了時(b)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
目標			
b - a			

(注)

1. 対象事業の各年度において実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る数値を記入する。
2. 各年度及び対象事業完了時(b)の欄には、対象事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

【事業着手年度から目標年度】

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
1年度目			
2年度目			
3年度目			
4年度目			
5年度目			
対象事業完了時(b)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
目標			
b - a			

2. 農用地の集団化状況

(1) 農用地集団化

【計画時】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集約化面積 (ha) ⑤	集約化率 (%) ⑥=⑤/②	備考
現況							
完了時							
目標							目標年度：令和○○年度

【完了年度・目標年度】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集約化面積 (ha) ⑤	集約化率 (%) ⑥=⑤/②	備考
完了時							
目標							目標年度：令和○○年度

(2) 担い手別農用地集団化一覧

番号	担い手 区分	地番	面積 (ha)	計画地目	集団化面積 (ha)	備考
	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村基本構想水準達成者					
小計						
合計						

※一覧表は担い手別に整理する。

(3) (略)

3. 収益性状況

(1) 販売額向上 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のアに該当する場合に記入)

① 作物生産額
受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業実施前(現況)				事業実施後(完了年度)				事業実施後(目標年度)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ①=①×②× ③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑤=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑧×⑨× ⑩/100
計	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑨	⑩	⑪	

【完了年度・目標年度】

作物名	事業実施後(完了年度)				事業実施後(目標年度)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ③=③×④× ⑤/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑥=⑥×⑦× ⑧/100
計	③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業実施後において複数の販売先(JA、スーパー、直売所、インターネット等)がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ③	事業実施後(完了年度) ④	事業実施後(目標年度) ⑤
計			

【完了年度・目標年度】

加工品名	販売額(千円)	
	事業実施後(完了年度) ③	事業実施後(目標年度) ④
計		

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ③	事業実施後(完了年度) ④	事業実施後(目標年度) ⑤
計			

【完了年度・目標年度】

品名	販売額(千円)	
	事業実施後(完了年度) ③	事業実施後(目標年度) ④
計		

(3) (略)

3. 収益性状況

(1) 販売額向上

① 作物生産額
受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業実施前(現況)				事業計画				事業実施後(評価時点)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ①=①×②× ③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=④×⑤× ⑥/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑧×⑨× ⑩/100
計	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑨	⑩	⑪	

【完了年度・目標年度】

作物名	事業計画				事業実施後(評価時点)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ①=①×②× ③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑤=⑤×⑥× ⑦/100
計	①	②	③		⑤	⑥	⑦	

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業完了後の評価時点において複数の販売先(JA、スーパー、直売所、インターネット等)がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ③	事業実施後(計画) ④	事業実施後(評価時点) ⑤
計			

【完了年度・目標年度】

加工品名	販売額(千円)	
	事業実施前 ③	事業実施後(計画) ④
計		

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額(千円)		
	事業実施前 ③	事業実施後(計画) ④	事業実施後(評価時点) ⑤
計			

【完了年度・目標年度】

品名	販売額(千円)	
	事業実施前 ③	事業実施後(計画) ④
計		

④販売額向上率

【計画時】

①作物生産額			②加工品や6次化商品販売額		
事業実施前 (千円)	事業実施後(完了年度) (千円)	事業実施後(目標年度) (千円)	事業実施前 (千円)	事業実施後(完了年度) (千円)	事業実施後(目標年度) (千円)
㉔=㉔	㉕=㉕	㉕'=㉕'	㉖=㉖	㉗=㉗	㉗'=㉗'

③その他販売額			販売額向上率		
事業実施前 (千円)	事業実施後(完了年度) (千円)	事業実施後(目標年度) (千円)	事業実施後(完了年度) (%)	事業実施後(目標年度) (%)	
㉘=㉘	㉙=㉙	㉙'=㉙'	㉚=(㉕+㉖+㉗)/(㉕+㉖+㉗)	㉚'=(㉕'+㉖'+㉗')/(㉕+㉖+㉗)	

【完了年度・目標年度】

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額	
事業実施後(完了年度) (千円)	事業実施後(目標年度) (千円)	事業実施後(完了年度) (千円)	事業実施後(目標年度) (千円)
㉔=㉔	㉕'=㉕'	㉕=㉕	㉕'=㉕'

③その他販売額		販売額向上率	
事業実施後(完了年度) (千円)	事業実施後(目標年度) (千円)	事業実施後(完了年度) (%)	事業実施後(目標年度) (%)
㉘=㉘	㉙'=㉙'	㉚=(㉕+㉖+㉗)/(㉕+㉖+㉗)	㉚'=(㉕'+㉖'+㉗')/(㉕+㉖+㉗)

(2)生産コスト削減 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のイ又はウに該当する場合に記入)

生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費削減効果(第6表)の算定方法に準じて整理する。

【計画時】

作物名	事業実施前(現況)(円/ha)				事業実施後(完了年度)(円/ha)				削減率 ⑬=1-⑫/④	事業実施後(目標年度)(円/ha)					削減率 ⑬=1-⑫/④		
	労働費 ①	機械経費 ②	その他生産資材費 ③	営農経費 ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦		労働費 ⑨	機械経費 ⑩	その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪				
計																	

【完了年度・目標年度】

作物名	事業実施後(完了年度)(円/ha)				削減率 ⑬=1-⑫/④	事業実施後(目標年度)(円/ha)					削減率 ⑬=1-⑫/④	
	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦		労働費 ⑨	機械経費 ⑩	その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪			
計												

④販売額向上率

【計画時】

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率 (%)
事業実施前 (千円)	事業実施後 (千円)	事業実施前 (千円)	事業実施後 (千円)	事業実施前 (千円)	事業実施後 (千円)	
㉔=㉔	㉕=㉕又は㉕'	㉖=㉖	㉗=㉗又は㉗'	㉘=㉘	㉙=㉙又は㉙'	㉚=(㉕+㉖+㉗)/(㉕+㉖+㉗)

【完了年度・目標年度】

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率 (%)
事業実施前 (千円)	事業実施後 (千円)	事業実施前 (千円)	事業実施後 (千円)	事業実施前 (千円)	事業実施後 (千円)	
㉔=㉔	㉕=㉕又は㉕'	㉖=㉖	㉗=㉗又は㉗'	㉘=㉘	㉙=㉙又は㉙'	㉚=(㉕+㉖+㉗)/(㉕+㉖+㉗)

(3)生産コスト削減

生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費削減効果(第6表)の算定方法に準じて整理する。

【計画時】

作物名	事業計画(円/ha)								削減率 ⑬=1-⑫/④	事業実施後(評価時点)(円/ha)					削減率 ⑬=1-⑫/④	
	事業実施前(現況)				事業実施後(計画)					労働費 ⑨	機械経費 ⑩	その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪			
労働費 ①	機械経費 ②	その他生産資材費 ③	営農経費 ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦	⑨=1-⑫/④	⑨	⑩	⑪	⑫=⑨+⑩+⑪				
計																

【完了年度・目標年度】

作物名	事業計画(円/ha)								削減率 ⑬=1-⑫/④	事業実施後(評価時点)(円/ha)					削減率 ⑬=1-⑫/④	
	事業実施前(現況)				事業実施後(計画)					労働費 ⑨	機械経費 ⑩	その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪			
労働費 ①	機械経費 ②	その他生産資材費 ③	営農経費 ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦	⑨=1-⑫/④	⑨	⑩	⑪	⑫=⑨+⑩+⑪				
計																

(3)担い手の米の生産コスト (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のイ又はウに該当する場合に記入)
担い手の米の生産コストを整理する。

【計画時】

現況生産コスト (円/60kg)	事業実施後(完了年度) (円/60kg)	事業実施後(目標年度) (円/60kg)

【完了年度・目標年度】

事業実施後(完了年度) (円/60kg)	事業実施後(目標年度) (円/60kg)

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた60kg当たりの全算入生産費(資本利子・地代全額算入生産費)のことを指す。

(4)高収益作物の割合 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のウに該当する場合に記入)
作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を整理する。

【計画時】

作物名	事業実施前(現況)				事業実施後(完了年度)				事業実施後(目標年度)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑤=⑥×⑦ ×⑧/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑨=⑩×⑪ ×⑫/100
	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑩	⑪	⑫	
計												
主食用米を除いた 生産額 ⑬												
高収益作物の 生産額 ⑭												
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑭/⑬												

【完了年度・目標年度】

作物名	事業実施後(完了年度)				事業実施後(目標年度)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑤=⑥×⑦ ×⑧/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑩=⑪×⑫ ×⑬/100
	⑤	⑥	⑦		⑩	⑪	⑫	
計								
主食用米を除いた 生産額 ⑬								
高収益作物の 生産額 ⑭								
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑭/⑬								

(4)担い手の米の生産コスト
担い手の米の生産コストを整理する。

【計画時】

現況生産コスト (円/60kg)	計画生産コスト (円/60kg)	事業実施後(評価時点) (円/60kg)

【完了年度・目標年度】

現況生産コスト (円/60kg)	計画生産コスト (円/60kg)	事業実施後(評価時点) (円/60kg)

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた60kg当たりの全算入生産費(資本利子・地代全額算入生産費)のことを指す。

(5)高収益作物の割合
作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を整理する。

【計画時】

作物名	事業実施前(現況)				事業実施前(計画)				事業実施後(評価時点)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑤=⑥×⑦ ×⑧/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑨=⑩×⑪ ×⑫/100
	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑩	⑪	⑫	
計												
主食用米を除いた 生産額 ⑬												
高収益作物の 生産額 ⑭												
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑭/⑬												

【完了年度・目標年度】

作物名	事業実施前(現況)				事業実施前(計画)				事業実施後(評価時点)			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑤=⑥×⑦ ×⑧/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑨=⑩×⑪ ×⑫/100
	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑩	⑪	⑫	
計												
主食用米を除いた 生産額 ⑬												
高収益作物の 生産額 ⑭												
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑭/⑬												

(5) 営農又は施設の維持管理に関するコスト低減（省力化整備型について記入）

本コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）、維持管理費節減効果（第7表）の算定方法に準じて整理する。
【計画時】

区分	作物名 (又は施設名)	作業名	事業実施前 (現況)	事業実施後（完了年度）		事業実施後（目標時点）		低減要因
			費用(円/ha) ①	費用(円/ha) ②	削減率 (%) ③=1-②/①	費用(円/ha) ④	削減率 (%) ⑤=1-④/①	
営農 経費	水稲							
維持 管理費	〇〇支線用水路							
	計							

【完了年度・目標年度】

区分	作物名 (又は施設名)	作業名	事業実施前 (現況)	事業実施後（完了年度）		事業実施後（目標時点）		低減要因
			費用(円/ha) ①	費用(円/ha) ②	削減率 (%) ③=1-②/①	費用(円/ha) ④	削減率 (%) ⑤=1-④/①	
営農 経費	水稲							
維持 管理費	〇〇支線用水路							
	計							

※ 営農経費にあつては作物名を、維持管理費にあつては施設名を記載する。
※ 事業の施行対象に係る農地、施設の営農経費及び維持管理費は全て記載する。
※ 営農経費については、畦畔等の維持管理や水管理に係る経費について記載する。

4. 作付状況

(1) 計画に対する作付状況

作物	作付面積(単位: ha)					計画と事業後の比較	
	①事業前	②事業計画	③事業後			事業後と計画 の差 (ha) ④=③-②	削減率 (%) ⑤=④/②
			1年目	2年目	3年目		
水稲	主食用米						
	飼料用米						
	ICS用米						
	加工用米						
	茶粉用米						
	その他水稲						
土壌利用型作物	小麦						
	大麦・はだか麦						
	大豆						
高収雑穀作物	小豆						
	小豆						
その他	小豆						
	作付準備地(緑肥等)						
計							

※ 土壌利用型作物：小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、なたね、子実用とうもろこし、かんしょ（でんぷん用）、ほれいしょ（でんぷん用）、飼料作物等
※ 高収雑穀作物：野菜、果樹、花き、茶など、主食用米（播種用米を含む。） 此他に経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け）22.経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の項作物の直接支払交付金、IV第2の1（6）④の戦略作物助成及び砂糠及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第108号）第2条の対象作物以外の作物であつて、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いもの。

(2) 汎用田における作付予定

事業完了後、汎用田において 水稲のみを作付けている面積 (ha)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

当該汎用田の今後の作付予定

(新設)

(新設)

別記様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙1第6の4の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1～3 （略）

4 水田貯留機能向上の取組の実施面積

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)		地区外の取組面積 (ha)	
		現況	目標年度 (○年度)	現況	目標年度 (○年度)

(別添) (略)

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙1第6の6の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1～3 （略）

4 水田貯留機能向上の取組の実施面積

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)		地区外の取組面積 (ha)	
		現況	目標年度 (令和○年度)	現況	目標年度 (令和○年度)

(別添) (略)

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2890号農林水産省農村振興局長通知）別紙1第9の2の(1)の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1・2 (略)

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農地中間管理機構関連農地整備事業事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2890号農林水産省農村振興局長通知）別紙1第8の4の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1・2 (略)

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 6 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第 2 の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の 3 月末日までに、別記様式第 1 号による実施計画等策定事業採択申請書（以下「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 （略）
- 3 都道府県知事は、第 2 の 2 の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。
- 4 （略）

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 6 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第 2 の事業を実施しようとするときは、別記様式第 1 号による実施計画等策定事業採択申請書（以下「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 （略）
- 3 都道府県知事は、第 2 の 2 の経営体育成促進換地等調整が採択された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。
- 4 （略）

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添1のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添2のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添3のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）

（別添1）・（別添2）（略）

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添1のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添2のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添3のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）

（別添1）・（別添2）（略）

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目					
								1年度	2年度	3年度	4年度		
			ha										
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）													
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名	備考						
			ha										

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け [6構改B第637号](#)農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

(別添4) (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目					
								1年度	2年度	3年度	4年度		
			ha										
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）													
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名	備考						
			ha										

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け [6構改B第677号](#)農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

(別添4) (略)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表 (別添のとおり)

(別添) (略)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表 (別添のとおり)

(別添) (略)

別紙 3（農村環境計画策定事業に係る運用）

第 6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第 6 の 2 の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1・2 （略）

第 7 事業の申請等

1 都道府県知事が事業実施主体となる場合は、都道府県知事は、別記様式第 1 号による農村環境計画地区概要表を作成し、採択を希望する年度の前年度の 3 月末日までに、別記様式第 2 号に定める事業採択申請書を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。2 及び 3 について同じ。）に提出するものとする。

2 市町村長が事業実施主体となる場合は、市町村長は、別記様式第 1 号による農村環境計画地区概要表を作成し、都道府県が指定する期日までに、別記様式第 3 号による事業採択申請書と併せて都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、採択を希望する年度の前年度の 3 月末日までに、別記様式第 2 号による事業採択申請書と併せて地方農政局長に提出するものとする。

3 （略）

第 10 助成

農村環境計画策定事業に係る要綱 8 の経費とは、別記に掲げ

別紙 3（農村環境計画策定事業に係る運用）

第 6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第 6 の 3 の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1・2 （略）

第 7 事業の申請等

1 都道府県知事が事業実施主体となる場合は、都道府県知事は、別記様式第 1 号による農村環境計画地区概要表を作成し、別記様式第 2 号に定める事業採択申請書を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。2 及び 3 について同じ。）に提出するものとする。

2 市町村長が事業実施主体となる場合は、市町村長は、別記様式第 1 号による農村環境計画地区概要表を作成し、別記様式第 3 号による事業採択申請書と併せて都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、別記様式第 2 号による事業採択申請書と併せて地方農政局長に提出するものとする。

3 （略）

第 10 助成

農村環境計画等策定事業に係る要綱 8 の経費とは、別記に掲

る費用とする。

第11 その他

農村環境計画策定事業の実施に当たっては、都道府県知事は、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

げる費用とする。

第11 その他

農村環境計画等策定事業の実施に当たっては、都道府県知事は、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙3第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第1号のとおり）
- 〔2. 事業採択申請書（別記様式第3号のとおり）〕

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙3第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第1号のとおり）
- 〔2. 事業採択申請書（別記様式第3号のとおり）〕

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙3第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

別記様式第3号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙3第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農村環境計画策定事業 採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり農村環境計画策定実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農村環境計画策定事業 採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり農村環境計画策定実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

附 則

- この通知は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正後の第4の3及び4並びに別紙1の第5の1の(4)及び別記様式第5号の4については、令和6年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区(別紙2に定める実施計画策定等事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。)又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。
- 別紙1第7の規定にかかわらず、別紙1第3の1の(2)の事業について令和6年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和6年10月末日までとする。